

秋田地方最低賃金審議会

議 事 録

令和2年度 第3回

令和2年8月5日（水）開催

1 日 時 令和2年8月5日(水) 15時20分～15時40分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出 席 者

公益委員 5名中5名出席

赤坂 薫 伊藤慎一 白木智昭 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 5名中5名出席

秋葉 宏 今井裕子 後藤正文 佐藤伸幸 畠山百合子

使用者委員 5名中5名出席

倉部稲穂 佐藤宗樹 堀江重久 若泉裕明 脇 正雄

[事務局] 秋田労働局

甲斐労働局長 酒井労働基準部長 柳原賃金室長

佐藤賃金指導官 佐々木賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

(1) 秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について(予定)

(2) 秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)

(3) その他

5 配付資料

資料番号1 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問・申出書)

1-1 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

1-2 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

1-3 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

1-4 秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

資料番号2 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会委員名簿(案)

6 議事内容

○杉本賃金調査員

本日は、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただ今から令和2年度第3回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名の合計15名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

それでは、これからの進行は、赤坂会長にお願いいたします。

○赤坂会長

本日もよろしくお願ひいたします。

議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名いたします。議事録署名は、秋田地方最低賃金審議会運営規程第7条において、会長のほかに会長が指名した委員2名となっておりますので、本日は労働者代表秋葉委員、使用者代表倉部委員にお願いいたします。

本日審議する議題は、議題1「秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について(予定)」、議題2「秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)」、議題3「その他」となっております。

それでは、議題1の秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について審議します。

秋田県最低賃金の改定については、本審議会からの付託により、秋田県最低賃金専門部会において慎重な審議を重ねた結果、先ほど全会一致で結審しました。

それでは、事務局から専門部会での審議経過等を報告してください。

○柳原賃金室長

令和2年秋田県地域別最低賃金額改正にあたっては、7月27日、7月31日、本日8月5日と3回の専門部会を開催し、改正額の根拠等について、それぞれ真摯な議論が展開され、十分審議を尽くしていただいたところであります。

7月27日の第1回専門部会では、部会長に赤坂委員、部会長代理に白木委員を選出いたしました。

部会では、審議会に対して関係労働者から9件の意見書が提出され、参考人として2名を専門部会に招致し、直接意見を聴取いたしました。

また、これ以降の審議は、率直な意見交換及び意思決定の中立性等を確保するため、運営規程に基づき非公開で行うことといたしました。

この後、労使各委員から、それぞれ「最低賃金の改正審議に臨む基本的な考え

方」及び金額提示がなされました。さらに、金額審議を行い、公益委員と労使それぞれの委員による個別会議を行い、労使意見の調整を図りました。

7月31日の第2回専門部会では、引き続き個別会議により労使意見の調整を図りつつ、金額審議を行いました。

さらに、本日行われた第3回専門部会でも、個別会議により労使意見の調整を図りつつ、金額審議を行った結果、「秋田県最低賃金を2円引上げ、792円とする」ことが全会一致で決議され、最低賃金審議会令第6条5項を適用し、本決議をもって審議会の決議となりました。以上でございます。

○赤坂会長

ただ今の報告のとおり、本日行われました、第3回専門部会において、現行の秋田県最低賃金時間額790円を2円引上げて時間額792円に改定することが適当であるとの意見で全会一致で結審されました。

本意見については、第1回最低賃金審議会事務局から説明がありましたとおり、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって本審議会の決議とすることとしております。それでは、労働局長に答申します。

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

【 局長に答申文を手渡す 】

○杉本賃金調査員

報道機関の方にはお願いですが、カメラ取りはここでいったん中断願います。ご協力をお願いいたします。

それでは会長、引き続きよろしくお願いたします。

○赤坂会長

それでは、事務局で答申文を読み上げてください。

○柳原賃金室長

令和2年8月5日

秋田労働局長

甲斐三照 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和2年7月1日付け秋労発基0701第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別 紙

秋田県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
秋田県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 792円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和2年10月1日

以上です。

○赤坂会長

それでは、ここで労働局長から発言があるそうです。

○甲斐秋田労働局長

この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

ただ今、会長から答申をいただきました。委員の皆様におかれましては、本年7月1日に諮問申し上げて以来、精力的なご審議を賜り、本日全会一致で答申をいただきましたことに対し誠にありがとうございます。

本日いただきました答申は、新型コロナウイルス感染症拡大による厳しい状況、中賃からも目安額が示されないなか、秋田県内の経済・雇用の実態を見極めたうえで、地域間格差の縮小に配慮したうえでの引上げと承知しております。今後この答申を尊重して、秋田県最低賃金を決定して参りたいと考えておりますので、何卒よろしく願い申し上げます。

現下の経済・雇用状況、今後の感染症の動向によっては、最低賃金の引上げに

より、影響を受ける企業もあるかと思われま

す。労働局としましては、改正された最低賃金額を知らないということがないように最低賃金が発効する前に、改正される最低賃金額の周知広報等を積極的に行ってまいりたいと思います。委員の皆様にも引き続き周知広報にご協力いただきますようお願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。

○赤坂会長

それでは、今後の発効手続きについて事務局から説明してください。

○柳原賃金室長

本日の答申を受け、最低賃金法第11条に基づき、答申に対する異議申出の公示を行います。異議申出の期間は、15日間となっており、期限は8月20日木曜日とします。その間に異議の申出が提出された場合は、その申出について審議するため本審議会を開催することとなります。

異議の申出が提出されなかった場合は、当該異議の申出公示期間終了後に、官報掲載の手続きを経て発効となります。

また、異議の申出があった場合は、当該異議の申出に関する審議会の意見が提出された後、速やかに最低賃金の改定を行い、官報掲載の手続きを経て発効となります。官報公示の30日後の10月1日に発効とする予定です。以上でございます。

○赤坂会長

ただ今の説明について何かありますか。

(委員から発言なし)

○赤坂会長

特になければ次に移ります。

議題2は秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)となっております。諮問に至る経緯について事務局から説明してください。

○柳原賃金室長

特定最低賃金につきましては、非鉄金属製錬・精製業、電子部品等製造業、自動車・同附属品製造業、自動車・自動車部品・附属品小売業の4業種について設けられているところです。

この4業種の特定最低賃金について、本年3月末までに改正の申出の意向があ

り、7月末までに労使から申出書の提出がありました。以上です。

○赤坂会長

それでは、局長からご発言をお願いします。

○甲斐秋田労働局長

今般、本職に対しまして、秋田県特定最低賃金4件に関わる改正決定の申し出がありましたので、改正決定の必要性につきまして貴会の意見をいただきたく諮問いたします。

ご審議の上、どうか速やかにご答申いただきますようお願いいたします。

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

【 局長から会長へ諮問文を手交 】

○杉本賃金調査員

カメラ取りはここまでとさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

それでは会長、引き続きよろしくようお願いいたします。

○赤坂会長

それでは事務局は、諮問文を読み上げて下さい。

○佐藤賃金指導官

それでは、配付資料の1として、諮問文の写しが載っておりますので読み上げさせていただきます。

秋労発基0805第1号

令和2年8月5日

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田労働局長

甲斐 三 照

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定
の必要性の有無について(諮問)

令和2年6月26日付けをもって基幹労連秋田県本部委員長 近藤洋二 から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第4号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

以下、その他の3つの特定最低賃金につきましては、業種、申出年月日、申出者のみ読み上げさせていただきます。

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金について
令和2年7月17日、ジェイ・エイ・エム秋田 会長 宮崎美寿。

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金について

令和2年7月30日、自動車総連秋田地方協議会 議長 佐藤純。

秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金について

令和2年7月30日、自動車総連秋田地方協議会 議長 佐藤純。以上4件でございます。

○赤坂会長

ただ今、局長から4つの特定最賃の改正決定の必要性の有無について諮問を受けました。当審議会においては、秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱に関する覚書により、必要性の審議は特別小委員会を設置して行なうこととしております。そこで、秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金特別小委員会の設置について審議します。

事務局から特別小委員会設置の手続について説明してください。

○柳原賃金室長

特別小委員会の委員につきましては、秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金に関する特別小委員会運営要領の3の規定によりまして、特別小委員会は、公益を代表とする委員、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員各3名をもって構成すること。また各委員は、審議会の議決により会長が、指名する。となっております。

このため、前もって労使各側からご推薦をいただいた委員と公益委員による名簿案を資料2のとおり作成しておりますので、ご審議をお願いいたします。

○赤坂会長

ただ今の事務局からの説明のとおり、特別小委員会の委員について、本案のと

おり指名することでご異議ございませんか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それでは、各側推薦の名簿案のとおり、指名することとしますので、各委員におかれましては、よろしく願いいたします。

議題3のその他ですが、事務局から何かありますか。

○柳原賃金室長

今後の審議日程について事務局から提案させていただきます。

本日の答申を受け、本日、答申に対する異議申出の公示を行います。異議申出があった場合、異議審を8月21日の午前中に開催したいと考えております。また、同日、これに先立ちまして、特別小委員会も開催したいと考えております。いずれも午前中の開催となりますが、開催時間は、特別小委員会が午前10時からとなります。異議審は特別小委員会が終了次第となりますので、午前10時30分頃からの開催予定としております。

異議申出がなかった場合については、異議審を開催する必要はありませんので、その場合には、別途連絡させていただきます。

また、以前からお伝えしておりますが、報道関係者から皆様に照会があった場合には、審議会の概要につきまして事務局が対応することといたしますのでよろしく願いいたします。

○赤坂会長

審議日程について、何か質問がありますか。

(委員から発言なし)

○赤坂会長

なければ他に何かありませんか。

特にないようですので、これをもちまして本審議会を閉会いたします。

本日は大変お疲れ様でした。